

郵送の場合は投函日を、持ち込みの場合は持ち込む日を記載

様式第二十四号（第七十九条、第九十一条の六十八、第九十一条の百四十三関係）

（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の場合

動物用医薬品（~~医薬部外品~~）製造販売業許可関係事項変更届出書

令和●年●月●日

農林水産大臣 殿

不要な項目は二重線等で削除（以降も同様）

大臣の個人名は記載不要

登記事項証明書どおりに記載
（一丁目二番一号→1-2-1等の表記揺れは可）

住所 東京都千代田区霞が関〇-〇-〇

氏名 株式会社 農水薬事

代表取締役社長 農水 太郎

代表者直筆の署名・押印は不要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第19条第1項の規定により動物用医薬品（~~医薬部外品~~）製造販売業許可関係事項の変更を下記のとおり届け出ます。

許可年月日は有効期間の開始日を記載（許可証発行日を記載しないよう注意）

記

現行の許可証に記載の許可番号を記載

許可年月日及び許可番号

令和2年8月1日 2製販薬I第〇号

1 主たる機能を有する事務所の名称及び所在地
株式会社農水薬事 霞が関事業所
東京都千代田区霞が関□-□-□

変更事項となっている場合は、変更後の内容を記載

2 許可の種類
第一種動物用医薬品製造販売業許可

許可の種類を正確に記載

3 変更した事項
(1) 主たる機能を有する事務所の所在地の変更
変更前：東京都千代田区霞が関〇-□-△
変更後：東京都千代田区霞が関□-□-□

動物用医薬品等取締規則第79条に規定する変更届が必要な事項のうち、該当するものを変更前後で記載

(2) 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更
変更前：農水 太郎
変更後：農水 太郎、農水 花子

変更年月日から30日以内の届出が必要（都道府県窓口での受付時点）
※30日を超えてしまった場合は遅延理由書（様式自由）の添付が必要

4 変更年月日
(1)、(2) 令和●年●月●日

責任役員変更の場合、登記事項証明書に記載されている当該役員の就任日（辞任日）を記載（※登記日ではありません）

5 変更理由
(1) 事務所移転のため
(2) 人事異動のため

6 参考事項

(1) 変更後の役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無

該当しない

(2) 連絡先

担当者：農林 二郎

電話番号：03-x x x-x x x x

E-mail：xxxxx@xxxx.xx.jp

株式会社 農水薬事 霞が関事業所

東京都千代田区霞が関□-□-□

備考3のとおり、責任役員変更の場合は変更後の役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無について記載

担当者氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、勤務先名及び勤務先住所を記載

(日本産業規格A4)

備考

- 1 記の2には、該当する法第12条第1項に規定する許可の種類を記載すること。
- 2 記の3には、変更のあった部分を新旧対照にして記載すること。
- 3 薬事に関する業務に責任を有する役員の変更の場合は、記の6に変更後の役員が法第5条第3号イからトまでに該当することの有無について、該当しない場合は「該当しない」と記載し、該当する場合には、該当する事案の概要を記載すること。
- 4 届出書は、正副2通を提出すること。

その他の注意事項

- 提出書類は正副2部必要です。
- 届出書だけでなく、添付書類も2部ご提出ください。
※副本となる届出書及び添付書類は写しで差し支えありません。
- 他の申請等ですでに農林水産大臣あてに提出済みの書類を添付省略する場合は、参考事項欄に次の事項を記載してください。
 - ①省略する書類の名称
 - ②省略書類と同一内容の書類を提出している申請書（届出書）の種類及びその申請（届出）年月日
 - ③②の申請（届出）に係る許可（登録）の種類及びその許可（登録）番号
（申請中のときは、受けようとする許可等の種類を記載）
- ホチキス留めはしないでください。
- 届出書控えが必要な場合は、控え用の届出書及び控え書類を返送するための返信用封筒も添付をお願いします。
※返信用封筒には切手の貼付が必要です。